

令和4年度 第11回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和5年2月9日(木) 午後1時30分から午後2時00分
場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 14人

芝尾恭典	西尾朝嗣	光田裕次
檀野隆一	柳下清隆	山本光男
松川幸男	池上正昭	田中宏
山本一彦	中野元裕	藤田昇
北井秀信	橋本雅世	

(3) 欠席委員

なし

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 13人

小林義博	井上和夫	野里孝雄
野口宜律	中尾美昭	高岡一平
塔本順一	藤原武平	岸田勝夫
寺山忠夫	岡所次郎	重谷勝次
坂口竹四郎		

(5) 欠席委員

なし

3 議事説明員

農業委員会事務局

事務局長 名越幸司

事務局次長 河辺眞佐彦

主 幹 山本幸夫

立石竜也

4 付議事項

- 議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第68号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第70号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第71号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について
- 議案第72号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第73号 農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業分)
- 議案第74号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について
- 報告第54号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第55号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第56号 農業従事証明の発行の報告について
- 報告第57号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第58号 小作地の台帳抹消の報告について
- 報告第59号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（檀野隆一会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和4年度第11回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において田中宏委員、山本一彦委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中14名でございます。また、農地利用最適化推進委員は13名の出席をいただいております。

続きまして、申請書等抜粋表につきまして変更がございます。5ページをお開きください。議案第71号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書抜粋表」、受付番号第30号、美原区太井592-1と美原区黒山353-1につきまして、具体的状況が稲刈り後となっておりますが、地区協議会にて地区担当委員より耕うん済とのご報告がありました。変更をお願いいたします。以上でございます。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第59号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計14件であります。

それではまず、議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第62号から第66号についてご説明いたします。

まず、受付番号第62号は、申請地が南区豊田で市街化調整区域内

にあり周辺は田、畑、休耕地及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,249平方メートルで現在耕うん済の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第63号は、申請地が南区大庭寺で市街化調整区域内にあり周辺は田及び宅地に囲まれており、地目は田1筆、面積は499平方メートルで現在うねの状態です。

今回、使用貸借による権利を設定し、申請地を借り受けるための申請です。

次に、受付番号第64号は、申請地が南区大庭寺で市街化調整区域内にあり周辺は宅地、雑種地、田及び畑に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,046平方メートルで現在うね及び野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第65号は、申請地が南区三木閉で市街化調整区域内にあり周辺は宅地、休耕地、田及び畑に囲まれており、地目は田1筆、面積は439平方メートルで現在うね及び野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第66号は、申請地が南区三木閉で市街化調整区域内にあり周辺は山林、宅地及び田に囲まれており、地目は田1筆、面積は115平方メートルで現在うねの状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上5件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可すること決定いたします。

続きまして、議案第68号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第68号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第9号をご説明いたします。

受付番号第9号は、自己転用するものです。申請人は美原区多治井に居住する農業者で、申請地は美原区多治井の田1筆、面積は347平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、親族と同居するにあたり、現在の住居が手狭となるため、本申請地に農家住宅を建築するものです。

申請人の年間耕作日数は100日、市街化調整区域内の耕作面積は2,695平方メートルです。

申請は令和5年1月23日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については汚水柵を設置し、東側道路污水管に接続する計画です。雨水については、雨水柵を設置し、東側水路に放流する計画です。周囲には、ブロック3段積の上フェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はあり

ませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第50号をご説明いたします。

受付番号第50号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が中区土師町3丁で建設業を営む法人で、申請地は南区稲葉2丁の田3筆、面積は合計1,565平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、業務拡大により既存の資材置場が手狭となり、緊急に必要となったため、既存置き場からも近距離にある本申請地を譲り受け、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和5年1月17日、受付は令和5年1月23日となっております。

農地区分は農地法施行規則第46条に該当し、第2種農地ですが、本申請地は、現在使用している資材置場からも近く便利であり、他に使用できる土地もないことから、代替性はないものと判断されたものです。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については自然浸透及び敷地内にU字溝設置のうえ西側水路へ放流する計画です。周囲にはブロック2段積み及び既設コンクリート擁壁を利用する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第70号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第70号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第20号から第23号をご説明いたします。

まず、受付番号第20号は、申請人は北区奥本町2丁に居住する農業者で、申請地は北区大豆塚町2丁の田1筆、面積は1,142平方メートル、現在うね一部野菜の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第21号は、申請人は中区福田に居住する農業者で、申請地は中区福田と中区陶器北の田畑5筆、面積は合計4,285平方メートル、現在うね、野菜及び保全管理中の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第22号は、申請人は中区福田に居住する公務員兼農業者で、申請地は中区上之の畑1筆、面積は1,292平方メートル、現在うね及び耕うん済の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第23号は、申請人は南区泉田中に居住する会社役員兼農業者で、申請地は南区泉田中の田5筆、面積は合計2,554平方メートル、現在稲刈り後及び保全管理中の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、いずれも当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第71号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第71号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」をご説明いたします。受付番号第28号から第32号をご説明いたします。

まず、受付番号第28号は、相続人が美原区黒山に居住する農業者で、申請地は美原区黒山の田4筆、面積は合計2,658.94平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第29号は、相続人が奈良県奈良市敷島町2丁目に居住する農業者で、申請地は美原区黒山の田1筆、面積は1,709平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第30号は、相続人が大阪府羽曳野市誉田6丁目に居住する農業者で、申請地は美原区太井と美原区黒山の田畑4筆、面

積は合計2,820平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第31号は、相続人が中区伏尾に居住する農業者で、申請地は南区富蔵の田4筆、面積は合計4,038平方メートルの持分2分の1で2,019平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第32号は、相続人が中区堀上町に居住する農業者で、申請地は南区富蔵の田4筆、面積は合計4,038平方メートルの持分2分の1で2,019平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、特例農地の利用状況について確認書抜粋表のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第72号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。ただし、受付番号第133号と第134号につきましては、芝尾恭典委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第72号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第132号、第135号から第143号、第145号をご説明いたします。

まず、受付番号第132号は、申請地は南區別所の田畑2筆、面積

は合計804平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第135号は、申請地は美原区阿弥の田1筆、面積は1,021平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第136号は、申請地は東区石原町2丁の田1筆、面積は357平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第137号は、申請地は東区八下町3丁の田1筆、面積は1,127平方メートルで、現在耕うん済一部野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第138号は、申請地は東区北野田の田1筆、面積は1,228平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第139号は、申請地は南区檜尾の田3筆、面積は合計2,322平方メートルで、現在うね、耕うん済及び保安全管理中の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第140号は、申請地は中区田園の田4筆、面積は合計2,850平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第141号は、申請地は北区野遠町の田2筆、面積は合計1,854平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第142号は、申請地は美原区菅生の田1筆、面積は601平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第143号は、申請地は西区山田4丁の田1筆、面積は1,090平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第145号は、申請地は東区八下町3丁の田1筆、

面積は1,114平方メートルで、現在保全管理中の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第72号の受付番号第133号と第134号をご審議いただきます。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、芝尾恭典委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第72号「農用地利用集積計画の決定について」の受付番号第133号と第134号をご説明いたします。

まず、受付番号第133号は、申請地は東区石原町4丁の田2筆、面積は合計1,536平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第134号は、申請地は中区上之の田1筆、面積は1,197平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。審議が終わりましたので、芝尾恭典委員の退席をときます。

(入室・着席後)

続きまして、議案第73号「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」を議題といたします。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、藤原武平委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第73号「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第144号をご説明いたします。

なお、本件は農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

受付番号第144号は、申請地は中区上之の田1筆、面積は748平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から借受人へ5年です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案（農地中間管理事業分）のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。審議が終わりましたので、藤原武平委員の退席をときます。

（入室・着席後）

続きまして、議案第74号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第74号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について」をご説明いたします。受付番号第2号をご説明いたします。

受付番号第2号は、農園開設主体が大阪府中央区釣鐘町2丁目不動産業及びまちづくりの推進を図る事業を営む法人で、申請地は美原区大保の田1筆、面積は594平方メートルで、堺市及び農園開設者による協定及び承認後、所有者と農園開設者が使用貸借契約を結ぶものです。市民農園の区画数は6区画、農園利用者への貸付期間は1年間です。

なお、当該地区協議会におきまして承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

ませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第54号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第59号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第54号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第59号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括してご説明いたします。

まず、報告第54号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は10件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第55号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は10件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第56号「農業従事証明の発行の報告について」は1件ございました。受付番号第4号は申請地が中区辻之の畑1筆、面積は387平方メートル、申請人の年間耕作日数は130日、市街化調整区域内の耕作面積は1,581平方メートル、申請目的は農家住宅で添付書類も含め完備しておりましたので、書類を処理いたしました。

次に、報告第57号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は2件ございました。まず受付番号

第33号は申出者が本人で、主たる従事者の故障、次に受付番号第34号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。いずれも案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第58号「小作地の台帳抹消の報告について」は1件ございました。受付番号第5号は、申請地が美原区多治井の田3筆で、面積は合計3,155平方メートル、平成7年に双方の合意により解約しましたが、その当時解約の申請を怠っていたため、小作料認可書整備基準により、書類を処理いたしました。

次に、報告第59号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は6件ございました。まず受付番号第57号は、申請地が中区辻之の田2筆、面積は合計471平方メートル、現況は住宅敷地で経過年数は55年以上、次に受付番号第58号は、申請地が北区野遠町の田1筆、面積は244平方メートル、現況は住宅で経過年数は55年以上、次に受付番号第59号は、申請地が中区陶器北の田1筆、面積は221平方メートル、現況は家屋撤去後の更地で経過年数は55年以上、次に受付番号第60号は、申請地が美原区平尾の田4筆、面積は合計2,069平方メートル、現況は原野で経過年数は20年以上、次に受付番号第61号は、申請地が美原区平尾の田畑3筆、面積は合計3,215平方メートル、現況は原野で経過年数は15年以上、次に受付番号第62号は、申請地が南区豊田の田1筆、面積は1,186平方メートル、現況は露天駐車場で経過年数は20年以上でした。いずれも非農地である旨の報告を、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和4年度第11回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第67号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第68号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第69号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第70号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第71号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第72号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第73号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第74号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第54号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第55号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第56号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第57号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第58号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第59号	承 認	全 会 一 致

署 名 委 員

会 長	檀 野 隆 一
委 員	田 中 宏
委 員	山 本 一 彦